



| | |
|-------------------------|---|
| タイトル Title | 韓国国家奨学金制度の導入目的及び現況 |
| 著者 Author(s) | キム, フンホ / 桔川, 純子(翻訳) |
| 掲載誌・巻号・ページ Citation | 日韓シンポジウム,第4回: |
| 刊行日 Issue date | 2016-01-23 |
| 資源タイプ Resource Type | Presentation / 会議発表用資料 |
| 版区分 Resource Version | author |
| 権利 Rights | |
| DOI | |
| JaLCDOI | |
| URL | http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81010574 |

韓国国家奨学金制度の導入目的及び現況

韓国教育開発院（KEDI）研究員

Kim Hoonho（キム・フンホ）／通訳・桔川純子

私は、Kim Hoonho と申します。韓国教育開発院という、教育関連の政策担当機関の研究員をしています。今日は、お会いできてうれしいです。

先ほどおそらくお話があったと思うのですが、最初に渡部先生とお会いしたのは本当に偶然でした。ソウル大学で開催された国際学会のレセプションで、ちょうど隣に座っていたら、しゃべっていたのが渡部先生でした。

そこでお話をしてみたら、非常に関心領域の似ていることが分かりました。私自身、国家の奨学金制度について研究をし、財政のことについても非常に興味を持っています。今日は皆さんに、私が研究している内容についてお話できるということで、非常に期待しながら準備をしてみました。

今日、私がお話ししますのは、韓国の国家奨学金が、いつどのように導入され、運営されてきたのか。そして、どのように変化しているのかといったことについてです。奨学金そのものを運用している韓国奨学財団が、どういうところであるのか、またどのような事業を行っているのか、学資金についてどのような支援を行っているのか、等々を知っていただくことが、韓国の奨学金制度について理解していただくことにつながると思います。

1. 学資金支援制度の現況

【3つの事業】（スライド2）

パワーポイントをご覧ください。大学生対象の学資金支援には3つの事業があります。

第1番目は、「無償奨学金」です。これは大学、民間、政府であったり、とにかく、その運営母体にかかわらず、無償で奨学金を給付するものです。

2番目は、「勤労奨学金」です。これは国家が大学に一定のお金を支給し、大学が例えばティーチングアシスタント（TA）等で学生を雇用して、報酬を与えるものです。

3番目は、「学資金の貸与」です。大きい規模では政府が貸し出します。他に、準政府機関、公共機関が貸与する奨学金（ローン）があります。

【4つの主体】（スライド3）

2015年を基準にした事業の主体・機関の現況を示しています。

まず、中央政府です。奨学金については5部署、11事業があり、学資金与については5部署、7事業があります。

2番目が公共機関です。これには水力、原子力といったような国家に属する機関が、全部で202あります。そのうちの110の機関が学資金の事業を運営しています。これは対象者が、その機関の職員の子どものになります。

3番目は、地方自治体です。地方自治体は全部で227ありますが、そのうち198の自治

体が学資金の事業を運営しています。この対象者は、その地域の出身者になります。地域の出身者全員に支援をするということではなく、いい大学に行った学生など地域の人材を育成するといった趣旨になるかと思えます。

4番目は、サムソン電子などの民間機関が運営するものです。

【中央政府の学資金支援】(スライド4)

中央政府が行っている学資金支援の状況について、より詳しく説明したものです。理解しづらいと思いますが、中央政府で奨学金制度を運営するといっても、例えば教育部(日本の文部科学省に相当)で統括して行うかたちではなく、いろいろな部署が別々に運営している状況です。

韓国の国家奨学金を運営しているのは、「韓国奨学財団」です。2009年に設立されました。その前は非常にたくさんの部署や奨学金制度がありました。その状況を見ていただくために、2008年度の状況について少し詳しくまとめてみました。

【2008年度の現況】(スライド5~7)

教育部のなかでも五つの機関に分けて、そして奨学金を委託運営していました。教育部だけではなく国防部であるとか、報勲処であるとか、いろいろな部署で奨学金の運営を行っていたのです。従って、非常に効率が悪く、学生が何か所かで奨学金を受け取るといったようなこともありました。学資金の貸与についても、まったく同じようなことがあります。さまざまな機関が非効率的な貸与を行っていました。

2008年当時の奨学金・学資金の問題点をまとめてみました。

1番目は、低所得者層学生のための支援事業の欠落です。さまざまな部署で奨学金を支給していましたが、報勲処では戦争などがあったときに、その被害者に対して補償を行います。科学技術系統であれば科学技術系統の学生たちにだけ奨学金を与えていました。低所得者層を対象にした特別枠の支援事業はありませんでした。

2番目は、奨学基金の十分な確保と効率的運営体制の不備です。もともと規模が小さかったものをさらに分散させて事業を行っており、非常に効率が悪かったです。

3番目は、国家奨学金事業に対する統合的管理体制の不在です。政府のさまざまな部署で学資金や奨学金を支給していますので、全体で、どのぐらいの奨学金なり学資金が運営されているのかというのを誰も分からないという状況にありました。

4番目は、国家事業に対する情報アクセスの不足です。どこに、いったいどんな学資金、奨学金の支援があるかということを理解するのは非常に難しい。低所得者層の人たちであればあるほど情報に対するアクセスが難しいわけですから、非常に不公平な情報のアクセス状況でした。

5番目は、重複する内容になるかもしれませんが、国家奨学金事業の統一的管理、評価の不在です。どこに何の事業があるか分からないという状況でしたので、評価自体も非常に難しいという問題がありました。

2. 韓国奨学財団の設立と運営

【韓国奨学財団の設立 2009.05.】(スライド8)

そういったさまざまな問題を解決するために設立されたのが、「韓国奨学財団」です。これまで、日本の文科省にあたる教育部の学資金支援については、スライドの左側にある

ような三つの機関がそれぞれ事業を担っていました。

① 学資金貸与事業：韓国住宅金融公社

いままで学資金貸与事業については二つの大きな転換期がありました。その一つが、2005年です。

それまで、銀行で借り入れをする利子についてその半分以上を国家が支援していたのですが、徐々に借り入れる学生が増えてきて財政負担が大きくなったことから、利子を負担する代わりに国家が保証人になって学生が借り入れるというかたちに変更されました。こういったことが2006年度から行われるようになりましたが、その業務を委託されたのが「韓国住宅金融公社」です。

② 奨学金支給事業：韓国学術振興財団、韓国科学財団

さらに二つの機関が奨学金業務を担っていました。それは韓国学術振興財団と韓国科学財団です。学術振興財団は対象者が人文学系統を専門にしている者で、科学財団は科学を専門にしている者になります。

いままで別々の機関で行っていた学資金貸与の業務と奨学金支給の業務が、韓国奨学財団で一括して行われるようになりました。その二つの機関は研究支援を行っていたのですが、研究支援の方は、人文系・科学系ともに韓国研究財団に移管されました。

【韓国奨学財団の紹介】(スライド9)

韓国奨学財団の特徴について整理してみました。ここでは一つだけお話して、残りは見ただけいただければと思います。「特徴」の「役割」のところには、①国家奨学金支援、②学資金貸与支援、③人材育成支援の3つを挙げています。

これらの事業と、さらにもう一つは、次世代のリーダー育成です。さらにもう一つは、学生総合福祉センターです。主に、学生の寄宿舎であるとか福祉に関連する事業を支援しています。

韓国は、ソウル市および京畿道という、いわゆる首都圏と言われているところに、ほとんどの大学が集まっています。地方から大学に通うために出てきている学生たちが非常に多いのです。ですから住居は、とても大きな問題です。そういった問題について、住居の支援をする総合的な機関というふうに見ただけいただければいいかと思います。

住居支援については、三つの機関が共同で行っています。政府は土地を提供し、全国の銀行連絡会のような団体は建物と費用について提供しています。韓国奨学財団は、その運営を行っているのですが、収容人員は千名ぐらいになります。現在、建設中です。

【予算規模】(スライド10)

ご覧いただいているのは、韓国奨学財団の予算です。詳しくは、スライドをご覧ください。

【運営体系】(スライド11~13)

次の図は、ちょっと複雑なのですが、現在の奨学金が、どのようなかたちで運用されているのかということをお見せするために作成しました。現在、韓国奨学財団は教育部の傘下にある機関になっています。奨学財団で行っている奨学金事業は、大きく分けると三つになります。①無償奨学金(給付型)、②勤労奨学金、そして③一般奨学金=学資金貸与です。

学資金貸与については、さらに二つに分けることができます。①「トゥンドゥン(心強

い)学資金」は、就職した後に返済する所得連動返還型の学資金になります。そして、②一般償還学資金です。

ここ(スライド12・13)の「学資金貸し出し」の箇所は、三種類になっています。最初の二つ(①トウンドウン学資金、②一般償還学資金)は教育部で行っているものです。③農漁村出身大学生学資金は、農林水産部から委託を受けて運営している学資金貸与の事業です。規模は比較的小さいと考えていただければいいです。

① トウンドウン学資金

トウンドウン学資金と一般償還学資金というのは少し違う点があります。

所得連動返還型のトウンドウン学資金は、就職できてから年収が1,800万ウォンになったら返済が始まるというシステムです。年収が1,800万ウォンを越えた翌年から、その返済が始まります。学生であっても、1,800万ウォンの収入があるようになれば返済が始まります。就職できない場合がありますけれども、その期間は猶予されます。しかし、就職後に、その前のものについても利子を含めて返済するようになります。

② 一般償還学資金

一般償還学資金は卒業してから返済をするようになります。収入があろうが、なかろうが関係がなく、まず10年間は元金だけを返済し、10年を過ぎると利子を含めて返済していくことになります。

【財源】(スライド11)

財源としては、「債券」を発行して、その資金をもとに学資金を貸与するシステムになっています。この図を見ていただくと、学生が韓国奨学財団に申請をすると国家からの財源をもとに奨学金を支給しますけれども、貸与については「債券」を発行して学生に貸し出しをするようになっています。

【大学へ支給】(同)

授業料(登録金)支払いを支援するときには、学生に直接支給するのではなく、奨学財団が大学に支給します。過去には学生に直接支給したこともあったのですが、学生が登録金を自分の親からもらって奨学金を別のことに使ってしまったようなことがありました。そういった指摘がなされたので、現在では全部、学生本人にではなくて大学に支給をするようになっています。

【生活費】(同)

ここに「生活費」とありますけれども、学資金を支援するプログラムのなかに生活費の支援もあります。生活費は学生に直接支給されます。

【学資金借受と奨学金】(同)

もし、学生が最初にお金を借りていて、その後、奨学金がもらえることになった場合には、奨学金のなかから借入れ金の返済をしていくことになります。

学生としては、奨学金をもらえるかどうかは不確かなわけですから、まずお金を借りる場合があります。その後に奨学金をもらうことができた場合には、奨学金は大学に支給され、大学の方から手続きを経て国税庁にいろいろな報告が行くようになっています。学生がお金を受け取るということではなく、奨学金を受け取った大学が、それを学生の口座に入金します。

【学資金の返還】(同)

学資金の申し込みを学生がした場合には、奨学財団は、その情報を国税庁に申告します。国税庁は、その情報を持っていて、例えば仕事をするようになって収入が発生した場合には、その収入が幾らぐらいということを国税庁が握っているわけですので、返済をするときにすれば、給料から差し引くことになっています。

この二つの学資金のうち、トウンドウン奨学金（所得連動返還型）は国税庁が全部情報を握っていて、一定の収入があれば給料から差し引くなど、全ての情報管理を国税庁で行っています。一般償還額資金は一般返済になるのですけれども、これは韓国奨学財団で管理するという違いがあります。韓国奨学財団は政府の機関ですけれども、金融機関という性格も持っています。

3. 国家奨学金制度：導入と運営

【所得分位】（スライド 14）

奨学金や学資金による奨学財団の支援を理解するためには、まず「所得分位」ということをご理解いただく必要があります。所得を 10 の分位（階層）で区分をしています。所得分位は、月々の給料だけではなく、家や車といった財産であるとか、銀行にどのぐらい預金があるのか、借金があるのかといったことを全部含めた所得という考え方になります（10 ウォン≒1 円）。「個人の所得」ではなくて、その「世帯の所得」になります。

「1 分位」から「10 分位」の方に所得が高くなっていくわけです。低所得者層で、「基礎生活保障法」という生活保護にあたるものを受給している人たちは、この 1 分位の下区分になります。「基礎生活保障法」の受給対象者の上が「1 分位」と考えていただければいいと思います。

【奨学金】（スライド 15～17）

次からが奨学金のことで、これから本題となります。

奨学金には二つの種類があります。一つは「福祉奨学金」（スライド 15）、もう一つは「成績優秀奨学金」（スライド 16・17）です。先ほど「分位」についてご説明したのは、この奨学金制度のなかにも「分位」という言葉が出てくるからです。各奨学金制度について詳しい内容は、この資料を後ほどご覧いただければと思います。

【国家奨学金の導入背景：年表】（スライド 18・19）

次は、国家奨学金制度の導入と運営についてお話しします。韓国の奨学金制度が導入された 2006 年というのは、韓国で地方自治体の首長選挙があった年です。政権党は、現在の保守党であるセヌリ党、当時はハンナラ党といましたけれども、選挙のときに「半額登録金」という政策を主張しました。

2007 年には大統領選挙があつて、イ・ミョンバク大統領が誕生した年ですけれども、このときに、「半額登録金」という言葉は使いませんでしたけれども、「オーダーメイド型国家奨学金」という公約を掲げました。市民団体でありますとか学生組織は、「半額登録金を公約として掲げたではないか」と追及しましたけれども、イ・ミョンバク大統領は「オーダーメイド型国家奨学金ということは言ったけれども半額にまで登録金を下げる約束はしていない」と主張しました。

「半額登録金」という主張を、その前まではしていたわけですがけれども、大統領選挙のときには「半額登録金」という言葉は使わなかった、そういう公約は行っていないという

ことを言っていたわけです。

【就職後学資金償還制度】(同)

そのときにイ・ミョンバク大統領が公約として掲げたのは、ここに書いてある三つ(①大学生勤労奨学金の拡大、②就職後学資金償還制度の導入、③大学寄付金税額控除による校内奨学金の大幅拡大)になります。2009年に、学生たちとの対話を通じて就職後資金償還制度＝トウンドウン学資金(所得連動返還型)を導入することを発表しました。そして、この制度は翌2010年から導入されました。

2010年には「就職後学資金償還特別法」ができました。この背景は、就職してからお金を返すということでは、登録金の高騰に対しての対応は十分ではない。登録金がこれ以上、高騰しないようにしなければならないという、野党ならびに市民団体の主張でした。

野党と市民団体の方では、就業後に返すということではなく登録金自体を上げないこと、具体的には①引き上げ率を抑えることと、②各大学に登録金の審議委員会を設置することを主張しました。これは与野党の協議の結果、互いに受け入れることで妥協し、二つの内容については同時に法律として施行されるという経過になりました。

【半額登録金】(同)

にもかかわらず、2010年からまた登録金が引き上げられることになりました。2009年にアメリカが経済危機を迎えたことによって、韓国の経済状況も非常に悪化したということがあります。2011年には、登録金の支援が大幅に削減され、登録金が再び引き上げられる結果になりました。

2011年には、ファン・ウヨ教育部長官が、当時、セヌリ党の院内代表だったのですけれども、ハンナラ党として「半額登録金を実現する」ということを言いました。ですから、学生と、その保護者たちは非常に期待しました。

しかしながら、イ・ミョンバク大統領は「自分が半額登録金を公約で掲げた覚えはなく、それは、あまりに国家財政に負担を掛ける」と言って、半額登録金を実践することを否定しました。与党が半額登録金を実現すると言っているにもかかわらず大統領は、それはできないと否定したわけですから、厳しい反発がありました。

さらに、イ・ミョンバク大統領は当時、4大事業という大きな事業を掲げていて、大きな河川を開発していく事業で20兆ウォンという多額の予算を使うということがありました。こういった無駄な建設事業には巨額の資金を使いながら教育には使えないとは何事だということで、保護者と大学生たちの反発が非常に激しくなりました。

【国家奨学金の創設：2012年】(スライド20)

当時、OECDの授業料水準のデータにおいて、「アメリカに次いで韓国の登録金が高い」ということが発表されました。保護者や学生の反応は、「アメリカは、授業料は高いけれども、それに相応するような良い教育を提供する大学が多い」、「それに比べて韓国はアメリカに次ぐほどの高い授業料であるけれども、教育の質は非常に低い」というものでした。

そういった保護者や学生の不満を表すように、この2011年には非常に多くの集会やデモが行われました。国民の反発に政府として答えを出したのが次のようなことです。

「全ての学生に対して登録金を半額にすることはできないけれども、低所得者層の学生に対しては国家奨学金を支給する」という代案です。

【支援内容と規模】(同)

2012年から国家奨学金が始まりましたけれども、スライド20はそれを整理したものです。2011年までも、低所得者層の学生を対象とした奨学金は、あることはありました。しかし、その規模は3,313億ウォンにすぎませんでした。それが1兆5千億ウォン（I型7,500ウォン、II型7,500ウォン）にまで規模を拡大することになったわけです。国会での議論を経た結果、さらに2,500ウォンが追加されて、予算規模としては1兆7,500億ウォンになりました。

① I型

事業の種類としては、二つの種類がつけられました。「I型」というのは、所得「3分位」以下の学生に対して分位別に支援をするというものです。「3分位」～「1分位」、そして生活保護受給者の「基礎生活受給者」までを含みます。「I型」は所得分位別の支援ということです。「基礎生活受給者：450万ウォン」とありますが、日本円で45万円ぐらい、この基準額は韓国の国立大学の登録金の金額とほぼ同じです。

② II型

「I型」が所得に応じて直接支援をする奨学金であるのに対して、「II型」は大学を通じて支援をするものです。「II型」というのは大学に助成をするもので、大学に国家から助成金が来ますけれども、「1対1」の割合で、大学が自助努力で助成金と同額の予算を加えることが条件になります。「II型」について、その基準等は大学に全て任せるというふうになっています。けれども、できるだけ低所得者層の学生を対象にすることが望ましいと国の方から強く要請が入っています。

【選別的福祉／普遍的福祉】

現在の与党の奨学金等の政策には、選別的支援という哲学が入っています。韓国では小中高と無償給食が導入されていますが、これも選別的福祉の考え方が導入されています。

選別的福祉とは何かということなのですが、低所得者層の人に対しては100%支援するべきだけれども、富裕層に対しては支援をする必要がない」という考えです。例えば、「サムスンのイ・ジェヨン副会長の息子については無償の給食を提供する必要もないだろうし、奨学金を支給する必要もない」というような議論があるということです。

市民団体や野党、韓国では進歩陣営といいますけれども、そちらの方では選別的福祉について反対をしています。選別的福祉が持つ問題点が多いからです。後ほど、Yi Suyeonさんが、この問題点についてはお話しされると思いますけれども、韓国の進歩陣営は、普遍的福祉で進むべきだと主張しています。

なぜかという、例えば「サムスンのイ・ジェヨン副会長の息子が、もし無償給食とまったく関係ないというふうになったときに、彼は一生、無償給食とは何なのかというのが分からない」というわけです。

富裕層の人たちが、そういった恩恵にまったくあずからないというふうになったときに、果たして福祉に対して税金を負担するという考えをするだろうかということです。特に学生ですので、彼らは敏感ですから、そういうことを考えたときに、福祉がいったいどういうものなのかということも含めて体験をする必要があるという考え方です。

現在、進歩陣営、保守陣営で、普遍的福祉でいくのか、選別的福祉でいくのか、議論は対立しています。所得水準によって、もらえる人ももらえない人がいるというふうに分けてしまうような制度自体がいいのかどうか、まだ結論が出ていない状況です。

【国家奨学金制度 2012：最低成績基準】（スライド 21）

スライド 21 は、2012 年から導入された国家奨学金制度の基準や期間について、まとめたものです。最初、最低成績基準が導入されたときには、新入生もその対象に入っていました。2013 年から新入生は除外されます（スライド 22）。

在学生と編入生の成績基準は、まだ維持されています。100 点満点で「80 点以上」の成績の者というふうになっています。「80 点（B）以上」ということですが、皆さん、いかがでしたか。大学を卒業されたときに全部「B」以上でしたか。そういう方がいらっしやったら手を挙げていただけますか。一人もいらっしやらないということですね。「80 点以上」というのは非常に高い点数です。

韓国ではすべて相対評価を行います。政府が相対評価を行うように要求しています。成績は「A」から「M」までありますけれども、相対評価で行うということですから、「B」以上は 30%にすぎません。ですから、「B」以上を取るの是非常に難しいことなのです。

この成績に満たない低所得者層の学生たちは奨学金を受けとれないこととなります。成績基準に基づいた奨学金の支給は非常に問題であると、今も指摘されています。

【国家奨学金制度 2013：支給の拡充】（スライド 22）

2013 年から変更された内容については、赤い字で表示しています。100%対象に「1 分位」が追加され、支給対象も「8 分位」にまで拡大され、予算も増額されています。

【パク・クネ大統領への交代と公約】（スライド 30）

2013 年から 2014 年は、イ・ミョンバク大統領からパク・クネ大統領に替わった年です。

イ・ミョンバク大統領のときに半額登録金に対するいろいろな議論が沸き上がったと申し上げましたけれども、そのときの党の代表がパク・クネ現大統領でした。ですから、パク・クネ大統領が当選したときには、多くの人たちは半額登録金の実現するだろうと考えました。ところが、パク・クネ大統領になってからも、半額登録金の実現されることはなく、奨学金を 1 兆 1,500 億ウォンぐらい増やすことにとどまりました。

現在 14 兆ウォンというのが登録金の総額です。2015 年には、II 型への各大学の追加予算を含めて奨学金関連の財政規模は 7 兆ウォンですから、登録金の約半分の奨学金をつくるという公約に関しては達成したとパク・クネ大統領は主張しています（スライド 30）。

見え方としては、そうなっていますけれども、実際にはいろいろな問題を含んでいます。その問題点については、Yi Suyeon さんが指摘されると思います。これからは変化した部分についてだけ簡単にお話ししたいと思います。

【国家奨学金制度 2014：成績基準の修正、多子女国家奨学金の追加】（スライド 23・24）

スライド 23 は、2014 年に制度が変化した部分について、まとめたものです。成績の基準が先ほどありましたけれども、「基礎生活受給者」と「1 分位」対象者に関しては、1 回だけ 70 点になっても大目に見ようということになりました。低所得者層の学生たちは、アルバイトをしなければならないという状況があるので勉強には集中できない。その結果、80 点をずっと取っていくのは難しいということで、修正がなされました。

さらに新しく追加された制度が「多子女国家奨学金」です。これは、兄弟姉妹が多い世帯の 3 番目以降の学生については奨学金を支給するというものです。この内容については資料をご覧くださいと思います。

100%支給対象が「2 分位」まで拡大され、「3 分位」から「6 分位」までは支給額がア

アップされています。

【国家奨学金 2015 : 100%支給額のアップ】(スライド 25・26)

2015 年の変化の内容について整理してみました。ソウル大学でお会いしたときに渡部先生が、韓国の制度はたびたび変わるので、それを理解するのがなかなか難しいとおっしゃっていました。実際、制度が 2012 年に導入されてから毎年変わっています。

最初に設計をしたときには考えられないような、いろいろなことが起こってきますので、それについて、その都度、対応していた結果、いろいろなことが追加されていったというかたちになります。

100%支給対象の額が 450 万ウォンから 480 万ウォンに増額されています。その他の具体的な内容については、また後ほど資料をご覧くださいと思います。

【国家奨学金 2016 : 最新情報】(スライド 27・28)

2016 年ですけれども、今週の火曜日 (2016.1.19.) に発表された最新情報です。それについて、まとめてみました。

登録金自体が上がっていることもあって、「2 分位」以下の人たちに対する支援額が 480 万ウォンから 520 万ウォンへ増額されます。「3 分位」から「8 分位」までについても支給額や支給比率がアップされます。

【残された問題点】

① 私学問題 (スライド 31)

ところで、2015 年の私立大学の登録金の平均額は 733 万ウォンですから、I 型で 520 万ウォン (国立大学登録金並み) が支給されたとしても、私立大学登録金の全額を支払うのは難しいということになります (スライド 31)。

② II 型問題

II 型の奨学金は、支給基準は各大学にあります。といっても、低所得者層の学生を最大限優先するべきだと政府は強く要請しています。国家奨学金というのは低所得者層に対して、それを支援するという意味合いがありますから、低所得者層の人に支給するのは、国家としては正しい選択です。ところが大学としては、優秀な学生に奨学金を与えて大学に入りたいという考えがあります。学生たちに一生懸命勉強してもらうためには、優秀な学生に奨学金を与えることも必要です。

大学は、ダブルスタンダードに悩まされています。そして、所得水準として中産層に該当する学生のなかで勉強ができるという学生の場合には、ちょうどその死角になってしまうという危険性もあります。

国家としては、奨学金を支給する目的が貧困層の人たちに対する救済という意味合いがありますので、それは非常に正しいわけですが、大学としては、自主的につくった奨学金については優秀な学生に支給したいという希望がありますので、双方のメリットとニーズが衝突しているような状況だと言えます。

【申し込み・支給方法】(スライド 29)

国家奨学金の申し込み・支給方法に関わって、奨学財団、大学、学生、社会保障情報システムがどのように連動しているのかをまとめた図です。

(1) 学生が奨学財団に申請をします。奨学財団では、申請を受けた学生の名簿を保健福祉部の社会保障情報システムというところに送って、所得分位がどのぐらいであるかを

照合します。

- (2) そして、保健福祉部から所得分位に関する情報を受けた奨学財団では、大学に対象者を通知します。対象者の名簿を受けた大学の方では、その学生の成績がどうだったか、どのぐらい単位を取ったのかという情報を、また奨学財団に提供します。
- (3) その情報を受け取った奨学財団では、所得と成績という両方の状況を見ながら、どのぐらいの分位の学生には、どのぐらい支給をするということを整理して、また大学に通知します。
- (4) 情報を受け取った大学では、その学生に、あなたは国家奨学金をどのぐらいもらえることになったので、登録金については幾ら支払うようにという通知を出します。支給されることが決められた通知を通じて、学生は残りの金額を支払うことになります。

【国家奨学金制度の導入前後の比較】(スライド 30)

ここでご覧いただいているのは国家奨学金の成果について政府が発表した内容です。

- (1) 主体別登録金負担の現況：2011 年は登録金の 83%を個人が負担していたが、2015 年には個人負担は 49%に減り、「政府 28%+大学 23%」が過半数となった。
- (2) 政府奨学金受益学生数：2011 年の「約 12 万人」から、2015 年の「約 120 万人」へ十倍となった。
- (3) 平均登録金：国立・私立ともに平均額は抑制できている。

これについては、後ほど Yi Suyeon さんが詳しくお話ししてくださると思います。

【まとめ】

私に与えられたテーマは、国家奨学金制度の導入とその運営方法ということです。最後に二つだけ、皆さんにお話しして終わりにしたいと思います。

国家奨学金については、その方向性について現在、二つの混乱があるように考えています。一つ目は、「果たして奨学金というものが適切なのか、半額登録金でなくてもいいのか」ということです。奨学金という形で選別的に支給をするという配布方法が果たして適切なのかどうか。これに対する議論というものがまずあります。

現在の登録金の水準自体が、果たして適当なのかどうかという疑問があります。半額登録金というのは、いまここまで来ている登録金を実際的に半額にするということです。つまり、奨学金で現在の登録金自体を緩和させるようになってはいますが、では、その登録金の金額自体が果たして適当なのかどうか。その水準が、それでいいのかどうかということです。

もう一つは、具体的に登録金について負担を緩和するということであるけれども、その配分自体、方式自体が適当なのかどうか。そういった疑問、問いは現在も続いているような状況です。政府の政策に関わっている人たちは、高等教育というものは非常に限界があるものなので、最小限の財政予算で最高の効果を生むためには選別的福祉の方法しかないというふうに言っています。

現在、目の前の問題として考えたときには最善の方法なのかもしれませんが、長期的な視点で考える場合には、それが最悪の選択になり得ることがあるかと思っています。この部分については、次に Yi Suyeon さんがお話しくださるのではないかと思います。

以上で、わたしの報告を終わります。ありがとうございました。(拍手)